

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和5年07月25日	救急救命士養成事業の委託	17,840,900		17,818,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年10月03日	京都市伏見消防署醍醐消防分署整備工事 ただし、給油設備改修工事	7,480,000		7,480,000	消防局総務部施設課	株式会社トミナガ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
003	令和5年10月30日	回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備 （追加整備）	24,904,000		24,904,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和5年12月20日	消防局人事給与システム機器更新委託	32,821,142		32,821,142	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム機器更新委託コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
005	令和6年02月14日	令和5年度高規格救急自動車（6台）の更新に伴う車載型無線装置等整備委託	6,363,280		6,363,280	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和6年03月11日	消防局人事給与システム定年延長対応作業委託	12,156,870		12,156,870	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム機器更新委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

救急救命士養成事業の委託

### 2 担当所属

消防局消防学校教育管理課

### 3 契約締結日

(当初) 令和5年7月25日

(変更後) 令和6年3月4日

### 4 履行期間

令和5年8月22日から令和6年3月29日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区宇西ノ京東梅尾町6番地

一般社団法人京都府医師会

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 17,840,900円

(変更後) 17,818,900円

### 7 契約内容

救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師等による講義、臨床実習を行う。

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

実習補助数が減少したため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成養育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市伏見消防署醍醐消防分署整備工事 ただし、給油設備改修工事
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年10月3日
- 4 履行期間  
令和5年10月4日から令和6年1月19日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府久世郡久御山町田井荒見27-1  
株式会社トミナガ 関西支店
- 6 契約金額（税込み）  
7,480,000円
- 7 契約内容  
伏見消防署醍醐消防分署に設置されている給油設備を改修するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
伏見消防署醍醐消防分署の地下タンクは、株式会社トミナガにより設置されたもので、取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されている。  
今工事についても、独自ノウハウにて工事することが不可欠であり、事故や誤作動等を防止する観点から、同社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和5年10月30日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年12月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
24,904,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。  
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。  
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム機器更新委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和5年12月20日
- 4 履行期間  
令和5年12月21日から令和6年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム機器更新委託コンソーシアム  
(代表幹事) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
32,821,142円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステムの機器更新の委託業務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト (プログラムの部品) については、同社が著作権を持っており、本市は使用权のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用权の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく機器更新を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度高規格救急自動車（6台）の更新に伴う車載型無線装置等整備委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和6年2月14日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,363,280円
- 7 契約内容  
令和5年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
車載型無線装置及び車載端末装置は、消防用車両等に積載されており、指令センターとの通信、車両の動態管理、位置情報等のデータを伝送及び出動対象の災害指令の送受信を行う重要な装置である。  
令和5年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定調整が必要となる。  
車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定調整には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要となることから、製造業者である日本電気株式会社でしか行えないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム定年延長対応作業委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和6年3月11日
- 4 履行期間  
令和6年3月12日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム機器更新委託コンソーシアム  
(代表幹事) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
12,156,870円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステムの定年延長に係る対応作業の委託業務を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
本システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものあり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト (プログラムの部品) については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく改修を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他